真岡市

犯罪被害者等支援条例



犯罪被害者等支援 シンボルマーク 「ギュっとちゃん」

真岡市では、市民にとって最も身近な行政機関として、犯罪被害者等に対して細やかで継続的な支援が行えるよう、令和4年10月1日に真岡市犯罪被害者等支援条例を制定しました。 誰もがなり得る犯罪被害者への理解を深め、被害者の状況に応じた支援等を行うとともに、 殺人や傷害など、故意の犯罪行為により死亡された方のご遺族や重傷病を負った方に対する見舞金を支給することとしました。



真岡市役所 くらし安全課 交通防犯係

総合対応窓口 月~金(祝日・年末年始は除く)8:30~17:15

TEL 0285-83-8110 FAX 0285-83-8392

E-メール kurashianzen@city.moka.lg.jp



遺族 見舞金

支給額30万円

※既に重傷病見舞金の支給を受けていた場合は20万円を支給

〇 支給を受けられる遺族

犯罪行為により被害者が亡くなられた時において、第1順位遺族となる方(国籍や住所を問いません)

〇 支給を受けられる遺族の範囲と順位

1 ①死亡被害者の配偶者

(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)

- 2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の ②子(縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組 関係と同様の事情にあった者を含む)
 - ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない被害者の
 - ⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
- ※ 〇の数字は、支給を受けられる遺族の順位です。
- ※ 同一順位に複数名が該当する場合は1名を代表者に 指定していただきます。
- ※ 代表者に対する支給は、第1順位遺族全員に支給 したものとみなします。

重傷病 見舞金

支給額10万円

〇 支給を受けられる方

犯罪行為により重傷病を負った被害者本人 ※犯罪行為時市民であった方に限る。

○「重傷病」とは

次のいずれも満たすこと

- 1 犯罪行為による負傷又は疾病であること
- 2 療養の期間が1月以上 ※精神疾患の場合は療養の期間が1か月以上か つ3日以上労務に服せない程度
- 3 医師又は歯科医師の診断書があること 前記※の記載があるもの。
- 4 警察に被害届が受理されていること

例:加害者から殴られて医師の診察を受け、療養の 期間を1か月とする診断書が発行された。警察に被 害を申告し、診断書記載の負傷内容で傷害事件の被 害届が受理された場合など

〇 対象となる犯罪被害

殺人、強盗致傷、傷害、強制性交等致死傷、危険運転致死傷などの故意犯

※令和4年10月1日以後に発生した日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く)による死亡又は重傷病をいいます。

〇 対象となる犯罪被害者

被害にあわれた時において、真岡市に居住し、かつ、当市の住民基本台帳に登録されていた方 ※震災避難者やDV.ストーカー等の被害を受けていたなど、その事実が確認出来る方も含まれます。

〇 申請の期限

犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から1年以内 又は死亡若しくは重傷病が発生した日から2年以内に限り、申請を行えます。

※やむを得ない理由がある場合、その理由のやんだ日から6月以内に限り申請を行えます。

注意1:見舞金の返還を求める場合

次の場合は、見舞金の支給決定を取り消し、支給した見舞金の返還を求めます。

- 偽りその他の不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき
- 条例又は規則の規定に違反したとき

注意2:見舞金の支給対象外となる場合

- 被害者と加害者との間に夫婦(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)、直系血族、3親等内の親 族関係がある場合
- 被害者又は第一順位遺族に、犯罪行為を教唆(そそのかし)や幇助(手助け)したり、過度の暴行又は脅 迫、重大な侮辱その他の犯罪行為を誘発する行為や著しく不正な行為があった場合
- 犯罪行為の容認、真岡市暴力団排除条例等に規定する暴力団員等又は密接交際者に該当する場合
- 犯罪行為に対する報復として、加害者やその親族等の生命・身体に重大な害を加えた場合
- その他、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合
- ※ DV の保護命令が発せられていた場合や被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた児童虐待、高齢者 虐待、障がい者虐待、その他これらに準ずるものと認められる場合は支給します。